

京都市告示第 162 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 7 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	高瀬川（2）	中京区一之船入町384番地地先 同町537番地の13地先	
2	西京極水0059号	右京区西京極堤町300番地の2 同上	
3	醍醐水0112号	伏見区醍醐柏森町41番地の1 同上	

（建設局道路部道路明示課）